

「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

旅館、ホテル等については、厚生労働省の「旅館業における衛生管理要領」(以下、「衛生管理要領」という)を参考に、「神戸市旅館業法の施行等に関する条例」(以下、「条例」という。)において、必要な構造設備等を定めています。

令和7年3月に衛生管理要領が改正されたことや、多様化する宿泊施設の営業形態に対応するため、この度、条例改正を実施いたしました。

2 改正の概要

(1)衛生管理要領改正に合わせ、ICTによる宿泊者の確認方法の範囲を拡大

改正された衛生管理要領において、ICTを用いた宿泊者の本人確認や宿泊者等の出入り確認の実施方法について、自動チェックイン機器やビデオカメラ等の撮影機器の設置等によって、現行の手法と同水準の安全性等が確保できる場合は、録画による無人対応の手法も認められました。今後予想される労働人口の減少やICT化の進展に対応するため、ICTを用いた録画による無人対応についても可能となるよう、基準を明文化しました。

(2)玄関帳場等の構造設備についての規定を整理

平成30年の旅館業法改正時に玄関帳場(フロント)の設置に替えてICTを用いた宿泊者の本人確認が認められました。その際、玄関帳場を設置する施設と、設置せずICTにより対応する施設の2種類の区分で施設を分類し基準を定めました。

今回の改正では、玄関帳場を設置した上で出入確認等の一部の機能のみICTで対応する両分類の中間の施設についても、基準を明文化しました。

(3)入浴設備の見通しについて除外規定を設定

「神戸市公衆浴場法施行条例」では、入浴設備は壁等により外部からの見通しを防ぐことを規定した上で、水着等を着用する区域においてはこれを適用しない除外規定を設けています。

今回の改正では、「神戸市公衆浴場法施行条例」との整合性を図るため、水着等を着用した場合の外部からの見通しの除外規定を設けました。

(4)多様化する宿泊施設の営業形態に対応するため基準を緩和

ア ロビー設置にかかる規定

これまで、幅員1.4メートル以上のベッド(ダブルベッド)を設置するホテルにおいては、自由に人が集える公共性の高い空間として、客室数に応じた面積のロビーを設置するよう義務付けることにより、秘匿性が高くないよう規制していました。

近年、ICTによるチェックインの普及により無人化が進み、ロビーに求められる役割も変化してきていること等を踏まえ、本規定を削除しました。

イ 寝室等からの入浴設備の見通しにかかる規定

これまで、入浴設備の壁がガラス等でできており、寝室等から入浴設備内部を見通せる構造は一律に規制してきました。

しかし、利用者のニーズの変化による営業形態の多様化から、景観が楽しめる客室やデザイン性の高い客室とするために同様の構造が増えてきていることから、本規定を削除しました。

ウ 寝室の有効幅員に関する規定

寝室の有効幅員を1.8メートル以上と定めていた規定を削除しました。

エ 採光窓の設置場所

衛生管理要領において、ホテルや旅館の客室には有効な採光を行う必要がありますが、条例においてその窓は寝室に設置するよう定めていました。近年の客室デザインの多様化に対応するため、採光窓は客室内にあれば良いものとし、設置場所については寝室に限定しないこととしました。

(5) 食品衛生法で規定されている条文を削除する

宿泊者等に食事を提供する施設にあっては、適当な規模の調理室が必要である旨の規定については、食品衛生法において定められていることから、本規定を削除しました。

3 施行期日

令和8年4月1日